

教育民生常任委員会

議案第136号「公の施設の指定管理者の指定について」

この議案は、田沢湖デイスタービスセンターの指定管理者を仙北市社会福祉協議会に指定するもので、主な質疑の内容は。

問 募集条件を満たしている団体は市内に6団体あるのに、応募は仙北市社会福祉協議会1団体だけであったが、そのことについては

どのように考えているのか。

答 現在もたざわこデイスタービスセンターは仙北市社会福祉協議会で受託しているの、他の団体は遠慮したのではないのかと推測している。

問 公の施設の指定管理者を指定



する場合、その期間が、5年の場合と3年の場合があるが、その違いは何か。

答 指定管理者の取扱い要綱で、専門的なものは5年、一般的な施設管理等は3年となっている。

問 議会に対して指定管理者の指定の提案がされる場合、指定管理者制度の選定会議の内容が非公開にならぬものか。

答 今後検討してルール

を作りたい。

●全会一致原案を可とするものと決定した。

議案第137号「公の施設の指定管理者の指定について」

この議案は、東風の湯の指定管理者をアロマ田沢湖に指定するもの（期間は3年間）で、主な質疑の内容は次の通り。

問 過去3年間、アロマ田沢湖への指定管理者の指定で何かメリットがあったのか。結果を検証しているのか。

答 住民サービスの向上や経費の削減を図る目的で導入され、繰出しも少しは縮減され成果はあったものと考えている。

●アロマ田沢湖の代表が2月に交代するならばその後提案すべきではないのか、この制度の導入による多くのメリットが無ければ、単にアロマ田沢湖への救済の為と捉えられてしまうのでさらなる検討が必要だ、等の意見が出され、採決の結果、賛成少数で、原案を否とすべきものと決定した。

北川元三重県知事に学ぶ

―市議会議員研修会―

恒例となった秋田県市議会議員の研修会は、昨年に続き秋田市の「テレサ」で今年も開催された。

今年の講師は元三重県知事の北川正恭氏（現早稲田大学大学院公共経営研究科教授）だった。

先生は新しい日本をつくる国民会議代表も勤めている。マニフェスト革命やマニフェスト進化論などの著者である。

先生の講演のテーマは「地方分権―生活者起点の地方議会革命」であった。

先生は賢い人といわれる人ほど、固定観念に縛られているかも知れないと言う。「その場を支配する空気にあなただは流されている自分か。流されるから改革は始まります。気づいたことを行動に移さなければ何も始まらない」と語り続けた。

坂本龍馬は薩摩・長州は不倶戴天の敵との固定観念を打ち破り、誰も考

えなかつた薩長を結びつけ、大きな渦を巻き起こして明治維新の土台を築いた。

今、必要なことはこの柔軟な発想と断固たる決意、行動であることを力説した。

また「北京で一羽の蝶々がはばたくと、ニューヨークでハリケーンが生じる」というお話をした。

一羽の蝶々の羽ばたきのエネルギーは微少であるが、それが共振し合っ

て次から次へと渦を巻き起こせば、予期していなかったハリケーンなみのエネルギーに成長することもある。坂本龍馬という一匹の蝶々が羽ばたいたらそれに共鳴して西郷隆盛、勝海舟らがはばいた。次から次へと共鳴者が現れて、大きなハリケーンとなつてついに、明

治維新という一大事業となつた。

「誰かがやつてくれるというのでは何も変わらない。皆さんが先ず羽ばたいてみませんか」と県内の市議会議員に大きな声で強く呼びかけた。

北川先生に「のんきに構えている秋田県は、世の中から取り残されてしまふ」とはつばをかけたように感じた。中央政府が言うとおりにやっていたら済んだ時代は終わった。

「こんな議会じゃない」といわれないよう、議会こそ自治体のエンジンでなければならぬと思つた。

